

通所介護 重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

(1) 施設の名称・所在地等

事業所名 デイサービスセンターだるまさん

指定番号 1276800073

所在地 千葉県長生郡長生村宮成 3496

管理者の氏名 荒井 文江

電話番号 0475-30-0122

FAX番号 0475-30-1266

サービス提供地域 長生村、茂原市、一宮町、睦沢町、長南町、白子町、長柄町

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	－	1名
生活相談員	生活相談及び指導	3名	－	3名
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	0名	3名	3名
介護職員	介護業務	6名	2名	8名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導（看護師が兼務）	0名	4名	4名

(3) 設備に関して

① 食堂

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・食器類を備えます。

② 機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

③ その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・浴室・トイレ・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

営業日：月～土曜日（年末年始を除く） 定員数：35名/日

営業時間帯：8時30分～18時00分

サービス提供時間：9時15分～16時30分（7時間以上8時間未満）

3. 提供するサービス内容

- ①送迎 リフト・スロープ付の介護車両による自宅玄関までの送迎
- ②食事 家庭的で温かい手作り昼食とおやつ
- ③入浴 広々とした銭湯のような大風呂と個人風呂と安全な機械風呂
- ④機能訓練 専門員による個別機能訓練と日常生活動作訓練と各種予防体操
- ⑤生活相談 生活相談員による生活相談、日常生活改善の相談等
- ⑥認知症予防 専門員による認知症進行予防等
- ⑦口腔ケア 専門員による口腔機能向上、口腔衛生プログラム

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金（介護報酬告示額）

①利用料

通常規模型通所介護 利用時間7時間以上8時間未満の場合

	1日あたりの 利用料金 (介護報酬額)	介護保険適用時の 1日あたりの 自己負担額 (1割負担の場合)	介護保険適用時の 1日あたりの 自己負担額 (2割負担の場合)	介護保険適用時の 1日あたりの 自己負担額 (3割負担の場合)
要介護度1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護度2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護度3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護度4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護度5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

*償還払いの場合は、一旦介護報酬額全額をお支払いいただき、発行された領収書を持って市町村の窓口にご請求すると、負担割合区分に応じて還付が得られます。

②加算料金

入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき	40単位	自己負担額	40円
入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき	55単位	〃	55円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	〃	56単位	〃	56円
認知症加算	1日につき	60単位	〃	60円

口腔機能向上加算（Ⅰ）	1ヶ月に2回を限度として、1回150単位	自己負担額	150円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき22単位	〃	22円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき18単位	〃	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき6単位	〃	6円
科学的介護推進体制加算	1ヶ月につき40単位	〃	40円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	ーロ	その月に算定した単位数の11.8%に相当する単位数	
送迎減算	事業所が送迎を行わず利用者が来所した場合、片道につき47単位の減算		

(2) その他、自己負担となるもの

- ①昼食材料費 1食720円（おやつ代100円を含む）。
- ②おやつバイキング実施日は①に加算して200円徴収する。
- ③おむつ代（リハビリパンツ150円、パッド50円等にかかる実費等）。
- ④日常生活費 選択制のレクリエーションで使用する材料費等（希望者のみ）。
- ⑤長生村、茂原市、一宮町、睦沢町、長南町、白子町、長柄町以外の送迎料金は、実施地域から、片道10km未満500円、10km以上1,000円とする。

(3) キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日の当日午前8時30分までに連絡をいただいた場合	無料
②利用日の当日午前8時30分までに連絡をいただかなかった場合	利用料の100%
③利用日の当日を超えて無連絡でのお休みの場合	利用料の100%

(4) 支払方法

- ①毎月、10日前後に前月分の請求をいたします。当月末までにお支払下さい。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
- ②お支払方法は、銀行振込、現金集金、ゆうちょ銀行口座自動引落としの3通りの中からご契約の際に選択いただけます。

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者の体調に変化があった際には、事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

又、管理者・看護師の判断により、緊急の対応が必要と判断した場合には、ご家族等の連絡を待たずに、救急要請をする場合もあります。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により、事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者の研修及び教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとし、

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13. 感染症・災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合も必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に努めます。

14. 契約解除（事業者からの申し出による契約解除）

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や従業員に対して禁止行為を繰り返すなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することができます。

《介護サービス利用にあたっての禁止行為》

- (1) 従業員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、シルバーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること。

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：管理者 荒井 文江

受付時間：月曜日～土曜日 8時30分～18時00分

電話番号：0475-30-0122

※苦情処理第三者委員 吉野 正之 並木 武彦

電話番号：0475-30-0121

公正中立な立場で、苦情を受け付けて相談にのっていただける委員です。

公的機関についても、次の機関において苦情申し出ができます。

※千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係

所在地：千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3

電話番号：043-254-7426

	茂原市役所 高齢者支援課 介護給付係	0475-20-1572
	長生村役場 福祉課 介護保険係	0475-32-6809
	一宮町役場 福祉健康課 介護保険係	0475-42-1431
	白子町役場 健康福祉課 介護保険係	0475-33-2113
	睦沢町役場 福祉課 福祉班	0475-44-2504
	長南町役場 保健福祉課 介護保険係	0475-46-2116
	長柄町役場 福祉課 福祉係	0475-35-2414

16. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 長生八積医院
- ・住所 千葉県長生郡長生村金田 2583

- ・名称 長生診療所
- ・住所 千葉県長生郡長生村一松 1281-1

- ・名称 もといハッピークリニック
- ・住所 千葉県長生郡長生村一松乙 2005-47

・協力歯科医療機関

- ・名称 古山歯科医院
- ・住所 千葉県長生郡長生村岩沼 2578

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 第三者評価の実施状況について

当事業所では現在、第三者評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県長生郡長生村宮成 3496 番地
事業所名 社会福祉法人 長生会
デイサービスセンターだるまさん

事業者名 理事長 鈴木 勝 幸 ㊞

説明者 ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 ㊞

<利用者代理人>

住 所

氏 名 ㊞ (続柄)